

## 分別変更説明会（議事要旨）

日時：平成30年7月13日（金）10：00～11：00

場所：恵庭市民会館2階 大会議室

参加者：69名

市対応者：広中 敦（環境政策室長）・山本 顕（廃棄物管理課長）・高橋 淳（同主査）  
高橋 雄一（同主事）

### 説明会次第

- 1 開 会
- 2 説 明（25分）
- 3 質疑応答（30分）
- 4 閉 会

### ～議事要旨～

#### 3 質疑

Q：燃やせるごみと燃やせないごみの直接持込の値段が違いますが、自己搬入する際はどのようにして手数料を支払うのでしょうか。

高橋主査：現在は燃やせるごみも燃やせないごみも盤尻へ持って行ってもらっていますが、今後は燃やせるごみは焼却場、燃やせないごみは盤尻と持っていく先が違いますので、それぞれの持っていった先でお支払いいただく形になります。ただ、焼却場への搬入は原則不可となりますので、現実としては燃やせないごみだけ盤尻へ自己搬入出来るという流れとなります。

Q：3ページの矢印の意味が分からない。

高橋主査：分かりにくい資料となっていて申し訳ありません。前のページが現在の分別区分となっています、3ページの四角で囲われた部分が今後燃やせないごみから燃やせるごみへ変わりますという矢印になっております。

Q：手数料が146円から206円へ60円上がるということは約4割上がっているが、ただ4割上がると書かれていても、何で上がるのかという裏づけが載っていないければ承服できない。数値的なものを出す必要があるのではないか。

山本課長：申し訳ありません。確かに金額だけあがりますと示されても納得できないというお話も出ると思います。手数料が上がる理由として今回一番大きなものは焼却施設の建設費が約50億円、完成後の年間の維持管理費が約3億円と見積もっております。家庭ごみについては、家庭ごみの処理にかかる経費の1/3を引き続き市民の皆さんにご負担いただきたいと考えた結果今回の手数

料となっております。

Q：そういった資料を我々にも見せていただきたい。

山本課長：（資料をスクリーンへ移して）この資料が審議会の中で審議いただいたときの計算した結果です。ごみ焼却施設のコストを含めた全体のコストを排出するごみの量で割って出した 10あたりの金額を且つ 1/3 という形にしたときに 10あたり燃やせるごみが 3.06 円、燃やせないごみが 4.01 円、生ごみが 2.13 円となりました。実は答申を受けた中でひとつ意見をいただきました。燃やせるごみが 1.5 倍、燃やせないごみが 2 倍と市民負担が大きいのではないかといたなかで例えば激変緩和といった段階的な値上げを市民負担のことを考えて検討すべきではないかという意見もいただきました。今の段階では 2 円、3 円、4 円を示させていただきましたが、そういった意見を踏まえて正式な料金をいくらとして議会にかけるのかという部分については、正直まだ検討しております。現在の改定案は決定した内容ではありませんので激変緩和という意見を踏まえて正式な料金を検討していきたいと考えています。

Q：今スクリーンに出ている文字なんて私には見えません、事細かにする必要は無いが資料にそういったものを出す必要があると思います。

山本課長：資料の出し方については 2 回目以降考えさせていただければと思います。

Q：市民が 1/3 負担ということですが、残りの 2/3 は市の負担ということですよ。その市の負担も我々の税金だと思います。ということは我々に 100% 負担しなさいということになるのではないのでしょうか。

山本課長：基本的に税負担ということは市民の負担ですし日本国民全員の負担になりますが、いわゆる受益者負担ごみを多く出す人ほど料金を沢山払っていくという仕組みの中で 1/3 という負担を考えています。例えば手数料による市民負担を 0% にしても結果的に全部負担ということになりますので、それについてはごみ料金の手数料に求めるものが 1/3 という考えで今回整理させていただいています。

Q：キケンごみですが、ガラスや刃物等と燃やせないごみを同じ袋で何も書かずに出して大丈夫なのですか。

高橋主査：キケンごみではなくなるという扱いになるので通常の燃やせないごみとして排出してかまいません。刃物類のみでもキケンと書かずに出してもらって大丈夫です。ただ火が出る恐れがあるものはキケンごみとして継続しますのでキケンと書いて出すようお願いします。

Q：混ぜてもいいのでしょうか。

高橋主査：混ぜてもらって大丈夫です。

Q：以前袋が変わったときに古い袋と交換できたが今回もそうなるのですか。

高橋主査：今回の手数料改定で新しい単価で袋を販売するため、現在の袋は使えなくなるというのが基本です。しかし袋を全部使いきれるかという使いきれないと思います。その場合にはまだ確定はしていませんが、不足している手数料分のシールを貼ってもらうなど、袋が無駄にならない形は考えたいと思っています。もしくは袋の交換というのも検討余地はあると思いますが単価が違いますので200の袋を持ってきたけど10数0分と交換しますといった形の交換というのも考えています。

Q：極端な話1枚、2枚あまったとしても使えるのでしょうか。

高橋主査：交換もしくは追加のシールで使えるようにするというのは考えたいと思います。

Q：有効期限とか混合期間といったものを設けることは出来ないのですか。

高橋主査：実際に手数料が変わる場合、皆様が同じ日から同じ手数料で出してもらいたいというのが基本的な考えになります。混合期間で今の袋を使えますと、買占めが起こってしまう可能性がありますので、公平性を保つためにはどうしても切り替えが必要になると考えているところです。

Q：衣類の回収ボックスがあることを知らない市民が多いです。こういった説明会でお話するだとか次の分別事典を作る際に記載するなど回収ボックスがあるということを、市民へ周知徹底することが大事かと思いました。

高橋主査：おっしゃるように衣類の回収ボックスは市役所、支所、出張所に置いてあります。こちらの回収はもちろん継続いたしますのでぜひご利用いただきたいと思っています。皆さんに広まってないという部分は改めてどういった形でお知らせしていくかというのも合わせて検討していきたいと思っています。また、持っていくのが大変というお話もありましたので、例えば民間の施設だとか回収場所を増やすということも検討していきたいと思っています。

山本課長：お客様がおっしゃっていた衣類だけでなく、小型家電回収も市役所、支所出張所の窓口で行っております。こちらについても、同じくアピールはしていきたいと思っています。古着ボックスも土日や三連休などを挟むと、満杯になるぐらい入っていたりとか、結構利用されている方はいるという認識でしたが、周知不足といわれれば、確かに否定できませんのでそこについては積極的にPRしてまいりたいと思っています。

Q：古着を持っていったことが無いのですが、制約があると聞いたことがあります。汚れたものや破れたものはだめだと聞いて持っていきにくい気持ちがありますがそういった点はどのようなのでしょうか。

山本課長：分別事典には少々の汚れや破れは可というような表現となっています。そこについても、どこまでのレベルがだめなのかなど、いろいろな議論があるものと感じております。

高橋主査：以前は綿 50%以上と素材での規制がありました但现在はなくなっています。今ある規制の例としては汚れがあるものや臭いが取れないものとなっております。その理由として、回収したものは衣類として使えるものは衣類として再利用するケースもございますし、それが出来ないものは工業用のウエスとしてつかうという再生利用の方法をとっていますので、どちらでも利用できないような、汚れがあるものや、破れて細切れになっているものなどはご遠慮いただいているというのが現状です。また、ウエスの観点から見ると、毛布とかカップとかはウエスには出来ませんので、品目によっては汚れていなくても回収できない品目もありますが基本的には、綿 50%以上という規制はなくなっていますのでそこまで細かく意識する必要は無いかと思えます。

Q：衣類をリサイクルしますと言いながら、今回燃やせるごみに入れていいと言っていますが、これは相反していませんか。燃やせるごみに入れていいのはいま言った汚いもの等だけのことなのかを明確にいただかないと、何でも燃やせるごみで投げってしまうような気がします。そこらへんを変えなきゃいけないと思う。

高橋主査：衣服や小型家電は当然ごみでは無くリサイクルにまわしてもらいたいと思っております。衣類や小型家電を資源物として収集出来れば、一番いいのですが、これをやるには、新たな車両を確保して大きなコストをかけることになり、手数料にも影響が出てしまうというところから出来ていないというのが実態です。その補完的な部分で拠点回収として、窓口まで持ってきていただければ、収集コストをかけずにリサイクルできるという点から、衣類や小型家電に関しては、出来る限り窓口までお持ちいただきたいと思っております。しかし、そうすると全員が持ち込めるわけではないため、持ち込めない人に関しては、燃やせるごみや燃やせないごみとして処分していただきたいという明確に出来ない部分で申し訳ないですが、現状としてはそういった形となっております。

Q：焼却場の試験稼働が夏ごろからとなっているが、これは見学出来るのでしょうか。また、ダイオキシン等は現状問題ないのか。

山本課長：施設の担当部署が来ていないのではっきりしたことは申し上げられませんが、当然ダイオキシンはクリアできるということで今回進めています。施設見学

については、この場では答えられないですが、試験稼動というのは、建物事態はありますが、外構工事などがあるため全体が完成するのは31年度いっぱいかかると思います。そのため施設見学については32年度以降でしたら可能になるのかなと思います。

Q：何日頃という連絡は流れるのでしょうか。（施設見学について）

山本課長：おそらく市の公共施設の施設見学と同じような位置づけで焼却施設に関しても見学受け付けとなります。あとは市で行っている出前講座とかもありますのでその中で焼却施設の建物も入れていくという風になると思います。